

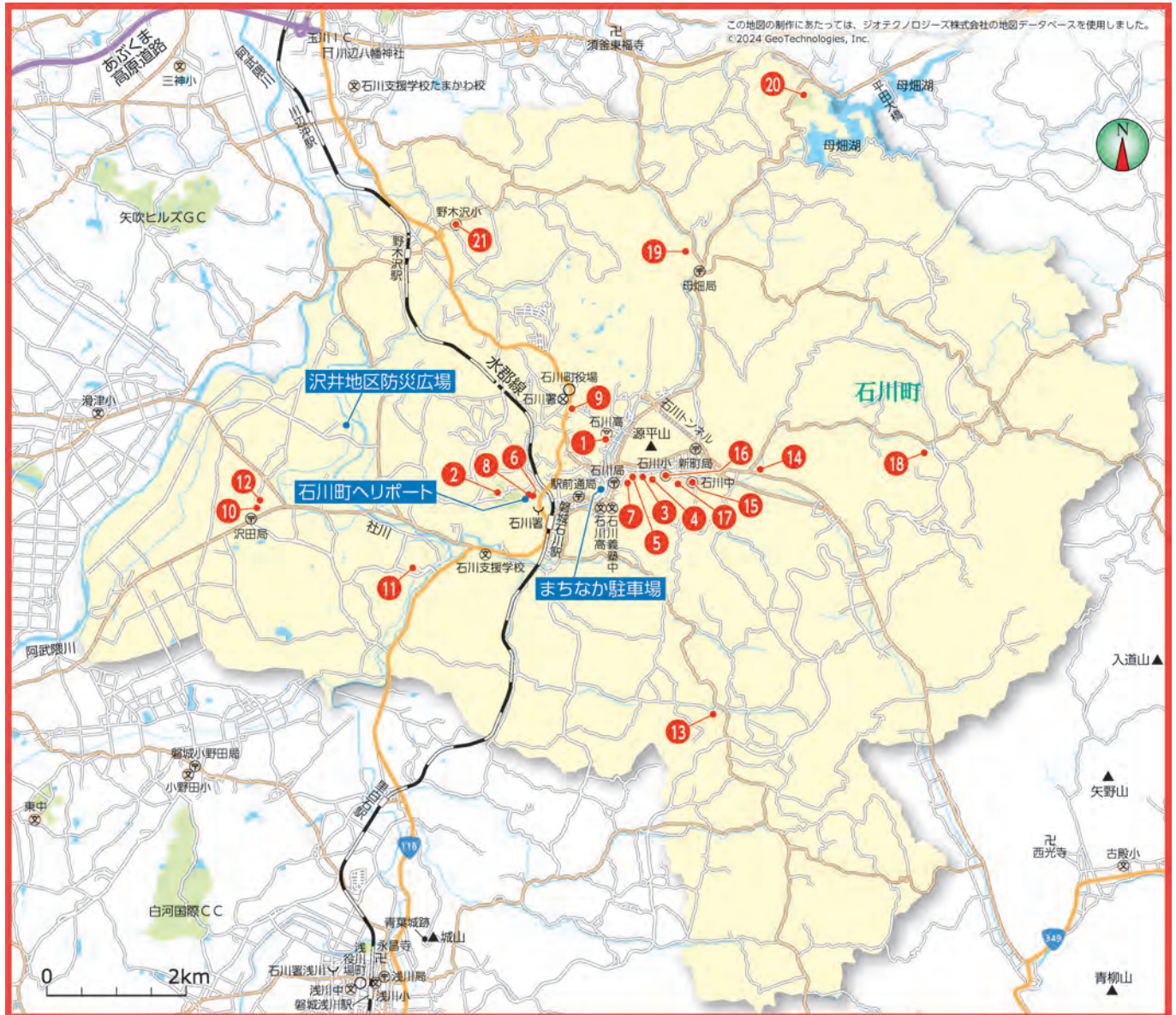


防災・救急

避難所・避難場所・緊急連絡先・避難情報

問 防災環境課

☎ 26-9127



〈 広告 〉



菓子処 よしだや

中野店

〒963-7837 石川町中野矢ノ内57-2
TEL.0247-26-7288
営業時間 8:30～18:00 定休日 火曜日

小野店

〒963-3521 小野町大字飯豊五反田63
TEL.0247-61-7773
営業時間 10:00～18:00 定休日 水曜日

HP



よしだやはSDGsに取り組んでいます

7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



8 働きがいも
経済成長も



9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



11 住み続けられる
まちづくりを



17 パートナリシップで
目標を達成しよう



Instagram



土地 建物 アパート の賃貸・売買・管理
お気軽にお問い合わせ下さい!



福島県知事(4)第2830号

イガラシ不動産

代表 五十嵐 幸成

〒969-7808 石川町大字双里字七鍬石71
TEL.0247-26-5072
FAX.0247-57-7007



指定一般避難所一覧

NO	名称	所在地	収容人数 (人)	電話番号	管理者	災害種別			
						洪水	土砂災害	地震	備考
(石川地区) 9箇所									
①	県立石川高等学校体育館	字高田200-1	300	26-1656		○	○	○	
②	総合体育館(クリスタルパーク・石川)	字渡里沢296-8	730	26-8038		○	○	○	
③	文教福祉複合施設(モトガッコ)	字関根165	250	26-2566		△	△	○	！浸水想定区域 ！土石流警戒区域
④	町体育館	//	200	26-2566	モトガッコ	△	△	○	！浸水想定区域 ！土石流警戒区域
⑤	共同福祉施設	字関根1-1	110	26-3211	石川町商工会	△	○	○	！浸水想定区域
⑥	勤労青少年ホーム	字当町418-1	110	26-2566	モトガッコ	○	○	○	
⑦	いしかわこども園(ホール)	字関根5-2	65	26-0150		○	△	○	！急傾斜地警戒区域
⑧	保健センター	字渡里沢37-5	55	26-3793		○	○	○	
⑨	歴史民俗資料館(イシニクル)	字長久保96	120	26-3768		○	○	○	
(沢田地区) 3箇所									
⑩	沢田自治センター(体育館含)	沢井字上ノ原32	280	26-0696		○	○	○	
⑪	川井地区集会場	沢井字川井225	50	26-9122	防災環境課 環境対策係	○	○	○	
⑫	旧沢田小学校体育館	沢井字上ノ原75	220	26-5151	学法石川高校	○	○	○	
(山橋地区) 1箇所									
⑬	山橋自治センター(体育館含)	南山形字中野沢55	130	26-1065		○	○	○	
(中谷地区) 5箇所									
⑭	中谷自治センター(体育館含)	双里字神主34-1	170	26-1457		△	○	○	！浸水想定区域
⑮	石川中学校体育館	双里字川向165	400	26-2315		○	○	○	
⑯	石川小学校体育館	双里字川向2-1	250	26-3335		○	○	○	
⑰	石川町武道館	双里字川向91-1	240	26-8038	生涯学習課 スポーツ振興係	○	○	○	
⑱	旧中谷第二小学校体育館(ひとくらす)	中田字八又396-1	220	57-7073	ひとくらす	○	○	○	
(母畑地区) 2箇所									
⑲	旧母畑小学校体育館	母畑字樋田60	160	26-1593	母畑自治センター	○	△	○	！土石流警戒区域
⑳	母畑レークサイドセンター体育館	母畑字梅木入71-8	240	26-3986	母畑レークサイドセンター	○	○	○	
(野木沢地区) 1箇所									
㉑	旧野木沢小学校体育館	曲木字燈籠場5	240	26-9115	企画商工課 管財係	○	○	○	

※ 凡例:災害種別(○=適 △=区域指定あり、建築基準)



防災・救急

〈 広告 〉



冷凍お好み焼ブランド
冷凍たこ焼ブランド

売上No.1

※インテージSR1+冷凍調理お好み焼、たこ焼市場
2023年4月～2024年3月累計販売金額

「おいしさのヒミツ」

こちらの商品は福島工場で作られています!

1 具材・生地を
こだわりのり!

2 職人の技を
再現した製法だから
カリッふわっ!

3 おいしさそのまま急速冷凍!
焼きたてのおいしさを
ご家庭にお届け!

TableMark

加ト吉水産株式会社フーズ部福島工場

テ-ブルマ-クグループ 〒963-7855 福島県石川郡石川町字猫啼172 TEL.0247-26-3325 FAX.0247-26-3328

市外局番は **0247** です

11

町がお知らせする避難情報

町は、災害等が発生した場合、町公式ホームページ、町公式LINE、防災行政無線等で、緊急度に応じた情報をお知らせします。

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
〈警戒レベル4までに必ず避難！〉			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水。高潮注意報(気象庁)
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報(気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである。

自主防災について

災害が発生したとき、一人では何もできなくても、地域の方々が協力すれば大きな力になります。日頃から自主防災組織の活動に積極的に参加することが、自分や家族を守ることに繋がります。

町では、地域防災の担い手となる防災士の養成を促進するため、防災士資格取得に要する費用を助成しておりますので、防災環境課までお問い合わせください。

知人や友人の安否情報「災害用伝言ダイヤル171」

大規模な災害が発生した際に、被災地の方々が録音した安否情報を、その他の地域の親戚や友人などが「災害用伝言ダイヤルセンター」を通じて再生することができます。伝言の録音・再生は被災地の方々の自宅の電話番号、公衆電話、携帯電話(一部事業者を除く)を使って行います。

なお、利用にあたっての事前の契約などは不要です。

171 をダイヤルし、ガイダンスに従ってください。

非常持出品

いざという時のため、普段から非常持出品を用意し、リュックサックなどに入れておきましょう。



- 非常食品3日分
- 水(目安3ℓ/日1人)
- 救急用品
- 衣類・タオル・マスク・ウェットティッシュ・衛生用品など
- ラジオ・懐中電灯
- オムツなどの生活用品
- 現金・通帳
- 免許証や健康保険証のコピー

防災情報

町では、町公式ホームページ、町公式LINE等で防災に関する情報を発信しています。

●町公式ホームページ

●町公式LINE



〈広告〉

お困り事がありましたら
お気軽にご連絡ください

プロパンガス・厨房器具・灯油
ガス配管設備工事一式

石川ガス有限会社

代表取締役 近藤信也

TEL.(0247)26-5131
FAX.(0247)26-5132

石川町南町64





消防・救急・休日医療

夜間・休日当番医のご案内

問 保健福祉課 ☎26-8416

夜間・休日当番医は、日・祝日などに急に要する症状となった場合に、初期の救急医療として診察などを行う医療機関です。夜間・休日に急な発熱・下痢・嘔吐などの症状が出たときは、当番医の医療機関をご利用ください。

◆夜間・休日当番医は以下の方法でお知らせしています。

- 毎月発行する広報紙 ●ホームページ

医療機関	所在地	電話番号
(医)味原医院	玉川村大字川辺字和尚平279	57-2054
(医)あつみ内科医院	玉川村大字小高字中綴18-1	37-1544
石川中央医院	石川町字新町55	26-2024
大竹眼科	石川町字新町44-2	26-4118
(医)大野診療所	石川町字下泉171	26-2615
(医)とりごえ整形外科クリニック	石川町大字形見字尾巻184-1	26-5050
(医)田中内科医院	石川町字立ヶ岡50	26-3333
(医)角田内科医院	浅川町大字東大畑字新町10-1	36-2067

医療機関	所在地	電話番号
(医)ひらた中央病院附属 中島医院	石川町字新町46-1	26-3415
(医)ひらた中央病院	平田村大字上蓬田字清水内4	55-3333
(医)ふるどのクリニック	古殿町大字松川字林14-1	32-1114
(医)やまもと内科 クリニック	石川町大字双里字 白坂下75-3	26-8311
添田医院	石川町大字湯郷渡字 米子平192	26-2538

相談窓口

相談窓口名	電話番号	受付時間	内容
福島県 救急電話相談	#7119 つながらない時は☎024-524-3020	毎日 24時間	病院へ行く？救急車を呼ぶ？迷った時
福島県 こども救急電話相談	#8000 または☎024-521-3790	毎日 午後6時～翌朝8時	夜間子どもが急に具合が悪くなった時

産婦人科・小児科オンライン相談について

産婦人科医や小児科医、助産師が妊娠中の悩みや出産のこと、産後の心身の健康、子育ての悩みや相談に応じます。

【サービス内容】

- ①いつでも相談
毎日24時間質問を受付。
24時間以内に医師や助産師より回答が送付される。
- ②夜間相談
平日午後6時から午後10時まで。
1枠10分間の予約制でメッセージチャットや動画通話で相談できる。
- ③日中助産師相談
月・水・金の午後1時から5時まで。
予約なしで助産師とのLINEのメッセージチャットが利用可能。

【利用前の準備】

無料で通話やメールができるオンラインツール「LINE」への友達登録をお願いします。
会員登録の際に、石川町民限定の「合言葉」を求められますので「いしかわすきっず」と入力してください。

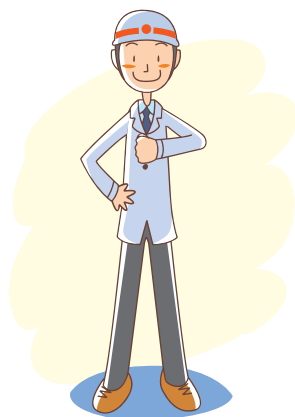
産婦人科オンライン



小児科オンライン



〈 広告 〉



NANDEMO・MAKING・REPAIR

機会があれば…機械でおつきあい…

○ 機械の救急病院 ○

—機械設計製作及び諸機械修理一切—

合資会社 山中機械店

〒963-7858 福島県石川郡石川町字下泉19

TEL (0247) 26-2018

FAX (0247) 26-0086

E-mail nmr@galaxy.ocn.ne.jp

随時機械に興味のある方を募集中!!





届出・証明



公式サイトで
詳細情報を
すぐにチェック!



届出

問 町民課 ☎26-9120

戸籍の届出

名称	届出時期	届出地	届出人	届出に必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	父母の本籍地、住所地、所在地、または出生地のいずれかの役所	父または母	- 届書(出生証明書付) - 母子健康手帳 - 国民健康保険資格確認書
死亡届	亡くなった日から7日以内	死亡者の本籍地、または届出人の住所地、所在地、あるいは死亡した場所の役所	親族	- 届書(死亡証明書付) - 届出人の印鑑(火葬許可申請に使用) 〈該当の方のみ〉 - 国民健康保険資格確認書 - 後期高齢者医療保険資格確認書 - 介護保険被保険者証 - 印鑑登録証
婚姻届	届出により法的な効力が発生します	夫か妻の本籍地、住所地または所在地の役所	婚姻する二人	- 届書(証人2名の署名、押印) - 他市町村から転入となる方は前住所地の転出証明書 - 届出人の本人確認書類
離婚届	協議離婚	夫か妻の本籍地、住所地または所在地の役所	夫・妻	- 届書(証人2名の署名、押印) - 届出人の本人確認書類 - 国民健康保険資格確認書(加入者に変更ある場合) - 裁判離婚の場合は、審判または判決の謄本と確定証明書
	裁判離婚(裁判の確定の日から10日以内)		裁判の申立人	

- そのほかの戸籍に関する届出には、転籍届、養子縁組届、養子離縁届などがあります。
- 婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁、認知、不受理申出、不受理申出取下の届出の場合、本人確認を行いますので、本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)を持参ください。

住民異動届

届出の種類	届出時期	届出人	届出に必要なもの(該当するものを持参ください)
転居届 (町内で住所を変更したとき)	転居の日から14日以内	本人か 同一世帯の方	年金手帳、国民健康保険資格確認書、介護保険被保険者証(65歳以上の者)、こども医療受給者証、後期高齢者医療保険資格確認書(75歳以上の者等)、ひとり親家庭医療費受給資格者証、マイナンバーカード ※届出人の本人確認のため、マイナンバーカード・運転免許証などを持参ください。
転出届 (石川町から他市町村へ住所を変更したとき)	転出予定の14日前から		● 上記の「転居届」に必要なものに同じ。 ● 印鑑登録をしていた方は登録証を返してください。 ● 国民健康保険資格確認書、介護保険被保険者証(65歳以上の者)、こども医療受給者証、後期高齢者医療被保険資格確認書(75歳以上の者等)、ひとり親家庭医療費受給資格者証の中で該当するもの ※有効なマイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから転出届をすることが可能です。(マイナンバーの署名用暗証番号が付いている方のみ)
転入届 (他市町村から石川町へ住所を変更したとき)	転入の日から14日以内		マイナンバーカード又は転出証明書、印鑑、年金手帳
世帯変更届 (新たに世帯を設けたとき) (他の世帯に属することとなったとき) (世帯主を変更したとき)	変更があった日から14日以内		国民健康保険資格確認書

※届出人の本人確認のため、マイナンバーカード、運転免許証等をご持参ください。
 ※マイナンバーカードをお持ちの方は、住民異動に伴って変更手続きが必要となり、その場合、マイナンバーカードと暗証番号が必要です。





▶ 印鑑登録

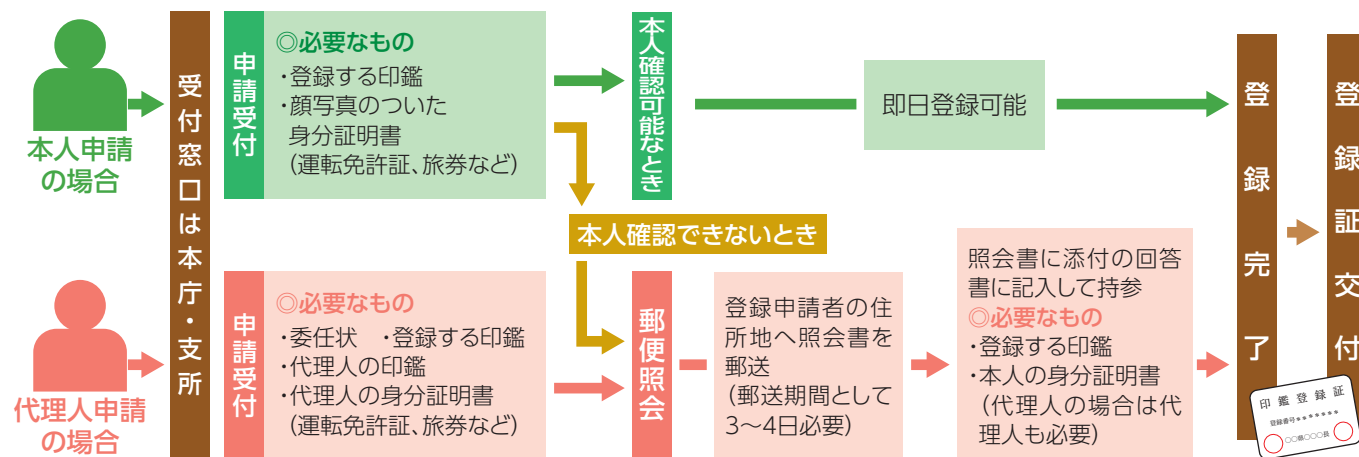
問 町民課 ☎26-9120

誰でも登録できるの？

満15歳以上で住民登録をされている方が、一人につき1本だけ登録できます。転出すると失効します。
※未成年の場合は、両親の同意書（印鑑登録してある印を押印）が必要になります。



印鑑登録の流れ



▶ 証明書コンビニ交付サービス（マイナンバーカード利用）

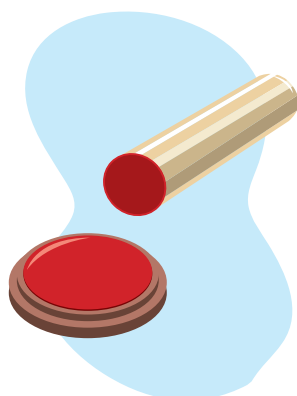
利用場所	利用時間	利用できる日	種類
全国のコンビニエンスストア ※セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオンリテールなど、マルチコピー機が設置されている店舗のみ利用可能です。	午前6時30分から 午後11時まで	年末年始、メンテナンス 時を除く毎日	●住民票の写し（本人または同一世帯員のもの） ●印鑑登録証明書（本人のもの）

※年末年始は12月29日～1月3日の期間。

※マイナンバー（個人番号）、住民票（コード入り）は取得できません。住所等の履歴も記載できません。

※コンビニ交付サービスは、発行手数料が100円です。（役場窓口は200円です）

※マイナンバーカードの4ケタの暗証番号が必要です。



〈 広告 〉

あなたの町のはんこ屋さん

実印 銀行印 認印

有限会社 みよし堂

石川町字新町55 Tel 26-1855
店舗向側に駐車場があります

各種証明書発行(手数料)

問 町民課 ☎26-9120

交付時に必要な書類－本人確認書類－

窓口では、個人情報の保護を徹底するため、交付申請時に本人確認を実施しています。
ご理解とご協力をお願いします。

	分類1(写真付き)	分類2	分類3
証明書類の名称	●運転免許証 ●旅券(パスポート) ●国または地方公共団体の機関が発行した免許証など ●マイナンバーカード(個人番号カード)など	●国民年金手帳 ●年金証書	●学生証 ●法人発行の身分証書 ●分類1以外の国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書
戸籍関係	上記のうち1点で確認	上記のうち2点以上で確認	上記の証明書のみでは不可。分類2との組み合わせで確認

戸籍・住民票関係の発行

証明書の種類	手数料	申請に必要なもの・注意事項
戸籍謄本(全部事項証明書)	1通 450円	●本人の場合 ・本人確認書類 ●代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類
戸籍抄本(個人事項証明書)	1通 450円	
除籍謄本・抄本	1通 750円	
改正原戸籍謄本・抄本	1通 750円	
戸籍附票の写し(謄本・抄本)	1通 200円	
住民票・除票(謄本・抄本)	1通 200円	
身分証明書	1通 200円	
独身証明書	1通 200円	
受理証明書	1通 350円	●本人の場合 ・本人確認書類・登録する印鑑 ●代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類・登録する印鑑・代理人の印鑑 ※P15のとおり
印鑑登録	200円 ※再登録は300円	
印鑑証明書	1通 200円	印鑑登録証
臨時運行(仮No.)許可申請	1件 750円	・自賠責保険証 ・申請者の印鑑(法人の場合は代表者の印鑑) ・本人確認書類
住民票(コンビニ交付)	1通 100円	・マイナンバーカード及び、マイナンバーカード4ケタの暗証番号 ※コンビニ交付される住民票には基本情報のみが記載されます。 ※P15のとおり
印鑑証明書(コンビニ交付)	1通 100円	

税関係の証明書の発行

証明書の種類	手数料	注意事項
所得証明書	1通 200円	所得金額の証明
課税証明書	1通 200円	課税額の証明
所得課税証明書	1通 200円	所得金額、所得控除および課税額の証明
納税証明書	1通 200円	納められた税額の証明
軽自動車納税証明書	無料	軽自動車税の納税証明
固定資産証明書	1通 200円	
名寄帳の閲覧	1件 200円	写しの交付の場合、1枚ごとに30円加算
土地・建物(評価・公課)証明書	土地3筆まで、家屋1棟ごとに200円	
事業所所在証明書	1通 200円	



税金

住みよい環境のもとで生活するために、町税の果たす役割は重要です。

皆さんに納めていただく町税は、福祉、教育、土木など町のさまざまな「行政サービス」の向上を図るための財源として重要な役割を果たしています。

税金の種類・納期について

問 税務課 ☎26-9117

税金の種類	納税義務者	納期
町県民税 (個人)	町が行政サービスを提供するために必要な費用を、町民の皆さまに負担していただく税金です	1月1日現在、町に住所を有し、前年中に一定額以上の所得があった方
法人町民税	町内に事業所等がある法人	普通徴収:6月、8月、10月、12月 給与からの特別徴収:毎月 公的年金からの特別徴収:年金支給月 法人の事業年度に基づき申告・納付
固定資産税	固定資産の価格をもとに算定される税額を、その固定資産の所在する市町村が課税する税金です。	1月1日現在、町内に土地、家屋または償却資産を所有する方
軽自動車税 (種別割)	軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車(農耕作業用を含む)・二輪の小型自動車に対してかかる税金です	5月、7月、11月、1月
国民健康保険税	世帯を単位とし、世帯主が納税義務者になります	4月1日現在、左記の車両を所有する方
入湯税	市町村が国民健康保険に要する費用に充てることを目的とします	普通徴収:7月から2月まで毎月(8期) 公的年金からの特別徴収:年金支給月
たばこ税	鉱泉浴場の入湯客に課税されます	旅館、浴場等の施設事業者
	たばこの消費に対してかかります	製造たばこの売り渡しなどをした卸売販売業者など

国税・県税についてのお問合せは

項目	問合せ先
県税について(法人県民税、不動産取得税、自動車税など)	福島県県中地方振興局 県税部 ☎024-935-1235
国税について(所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税など)	須賀川税務署 ☎0248-75-2194

税に関する証明が必要なとき

各種証明書の請求の際には、必ず窓口に来られる方の本人確認できるものをお持ちください。

●税に関する証明・閲覧・手数料などについて…P16



納付書

納付場所	詳細・留意事項
町の窓口	町役場1階会計窓口 時間:午前8時30分から午後5時15分まで(12月29日から1月3日を除く) 夜間窓口:毎週水曜日 午後5時15分から午後7時まで(祝日、12月29日から1月3日を除く)
金融機関	東邦銀行、須賀川信用金庫、大東銀行、福島銀行、福島県商工信用組合、東北労働金庫、夢みなみ農業協同組合、ゆうちょ銀行又は郵便局
コンビニエンスストア	MMK設置店、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブンイレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ローソンストア100

口座振替

町税の納付は口座振替が便利です。

口座振替にすることで、納期限ごとに納付する手間が省けます。また、納期限の日に指定の口座から自動で引き落とされるため、納め忘れがなくなります。口座振替をご希望の方は、下記の金融機関窓口でお手続きください。

なお、金融機関でのお申し込みから口座振替開始までに時間を要するため、余裕をもってお手続きください。

口座振替可能金融機関	手続きに必要なもの
東邦銀行、須賀川信用金庫、大東銀行、福島銀行、福島県商工信用組合、東北労働金庫、夢みなみ農業協同組合、ゆうちょ銀行又は郵便局	預金通帳、通帳届出印、口座振替申請書 ※口座振替申請書は左記金融機関の町内支店、または町役場税務課に備えています。

スマートフォンアプリ決済

町税等のお支払いにスマートフォンアプリをご利用いただけます。

納付書のバーコードを読み取るだけで24時間365日「いつでも」「どこでも」簡単に支払うことができます。

対応可能アプリ	必要なもの
PayB、PayPay、d払い、auPAY	バーコードが印字された納付書、スマートフォンまたはタブレット端末等、対応アプリ

地方税統一QRコード付き納付書

地方税統一QRコードが記載された納付書は、「地方税共通納税システム(eLTAX)」を利用して、スマートフォン決済アプリやクレジットカードで納税できます。

利用を希望する方は、納付書に記載されているQRコードを利用して、自宅のパソコンやスマートフォンからお手続きください。ご利用方法の詳細は、役場ホームページをご確認ください。

※QRコードは、(株)デンソーウェーブの登録商標です。





保険・年金

国民健康保険(国保)とは

会社などの各種健康保険に加入されていない方が不意の病気やけがをしたとき、治療費などの経済的な負担を少しでも軽くするため、日ごろ健康なときから加入者みんなで保険料を出し合い、必要な医療費に充てようという助け合いの制度です。

国民健康保険(国保)

こんなときは届出を

問 町民課 ☎26-9121

国民健康保険に加入するとき、脱退するときは、町民課へ14日以内に届出をしてください。

	「こんなとき」具体例	必要なもの
国民健康保険に加入するとき	他市区町村から転入したとき	●転出証明書(転入手続きをしてください)
	職場の健康保険をやめたとき (退職時・任意継続保険脱退時)	●健康保険の資格喪失(離脱)証明書
	子どもが生まれたとき	●母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	●保護廃止決定通知書
国民健康保険を脱退するとき	他市区町村へ転出するとき	●国民健康保険資格確認書
	職場の健康保険に加入したとき	●国民健康保険資格確認書 ●加入した健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ
	生活保護を受けるようになったとき	●国民健康保険資格確認書 ●保護開始決定通知書
	死亡したとき	●国民健康保険資格確認書
その他	住所、氏名、世帯主が変わったとき	●国民健康保険資格確認書
	世帯を分けたとき、世帯を一緒にしたとき	●国民健康保険資格確認書
	国民健康保険資格確認書等を紛失したとき	●本人確認できるもの(運転免許証など)
	就学により別に住所を定めたとき	●国民健康保険資格確認書 ●在学証明書など

※届出の際は、身分証明書(運転免許証など)と個人番号(マイナンバー)が分かるものをお持ちください。

国民健康保険税

問 税務課 ☎26-9118

◆ 保険税の決め方

保険税は、世帯主に課税されますが、次の3つを計算して税額が決まります。

所得割	均等割	平等割
世帯の加入者の所得に応じて計算	世帯の加入者の人数に応じて計算	一世帯当たりで計算

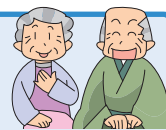
⚠ 保険税を滞納すると

医療費をいったん全額自己負担する資格確認書(特別療養費)が交付されます。
また、国保の給付が差し止められたり、滞納分へ繰り入れられます。

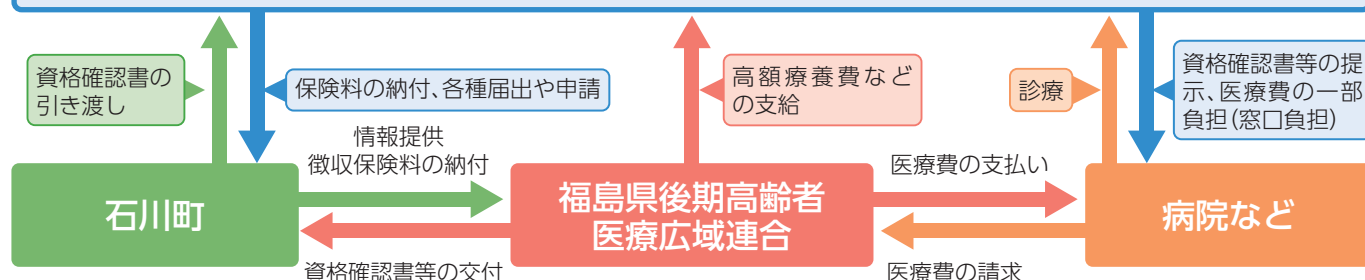


制度の仕組み

被保険者(福島県内に居住の方)



- 75歳以上の方
75歳の誕生日から加入します。加入手続きは必要ありません。
- 65歳以上75歳未満の一定程度の障がいがある方で、申請により広域連合の障害認定を受けた方
認定を受けた日から加入します。障害認定により、後期高齢者医療制度への加入を希望される場合は、手続きが必要です。また、認定後いつでも将来に向かって撤回することができます。



後期高齢者医療制度の運営は、福島県内の全ての市町村が加入する「福島県後期高齢者医療広域連合」が行います。

資格確認書等

- 資格確認書は、原則として郵送でお届けします
- 資格確認書は、一人につき1枚
- 毎年8月1日付けで更新(定期更新)

⚠ 有効期限内に、一部負担金の割合や住所など記載事項に変更があった場合は、新しい資格確認書を交付しますので、変更前の資格確認書を市区町村の担当窓口または広域連合に必ず返却してください。

75歳になられる方	障害認定の方	住所異動された方	定期更新
75歳の誕生日の前月中にお届けします。誕生日から使用してください。	認定後速やかにお届けします。後期高齢者医療制度に加入される前に使用されていた資格確認書等の処分については、交付元の市区町村国民健康保険担当課や健保組合などにご確認ください。	住所異動手続きの約1週間後にお届けします。1週間以内に受診予定のある方は、市区町村の担当窓口にお申し出ください。	毎年7月下旬にお届けします。新しい資格確認書は8月1日から使用してください。

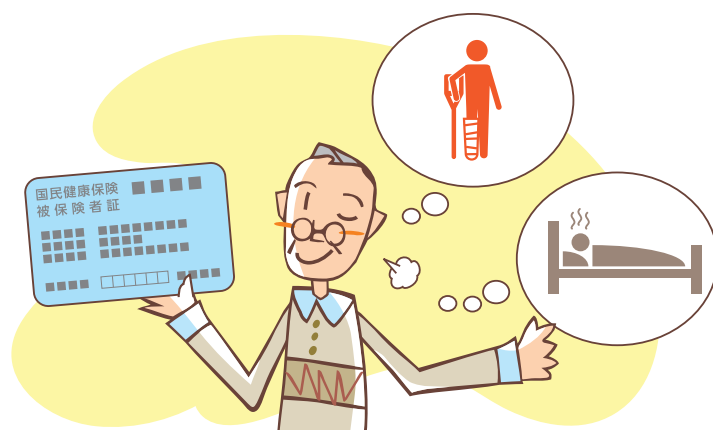
保険料の決め方

保険料は個人ごとに計算され、被保険者一人一人に、負担能力(所得)に応じて公平に納めていただきます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{被保険者全員が} \\ \text{均等に負担} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{被保険者の所得} \\ \text{に応じて負担} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料} \\ \hline \text{4月から翌年3月} \\ \text{までを1年間} \\ \hline \end{array}$$

年度途中で加入された場合は、加入月分から計算され、年度途中で資格を喪失された場合の喪失月分は計算されません。

※均等割額と所得割額は2年ごとに見直しが行われます。





国民年金

問 町民課 ☎26-9121

国民年金とは

国民年金制度は、老後の生活や、思わぬ病気やけがで障がい者となったときや、一家の働き手を失ったときなどに、年金により経済的な援助をすることで生活を安定させるための制度です。

国民年金加入者



**第1号
被保険者**

- 自営業者
- 自由業者
- 農林漁業従事者
- 学生

第1号被保険者の保険料は性別、年齢、所得、地域などに関係なく**全国一律**です！



**第2号
被保険者**

厚生年金や共済組合に加入している方

- 会社員
- 公務員



**第3号
被保険者**

第2号被保険者の被扶養配偶者

- 会社員の妻(夫)
- 公務員の妻(夫)



第2号、第3号被保険者は、厚生年金保険料や共済組合掛金の一部が国民年金制度に支払われます。

国民年金基金

第1号被保険者で国民年金に加入している方には、サラリーマンのような厚生年金基金などの上乗せがありません。そこで、その差を埋めるためにできた公的な年金制度が「国民年金基金」です。国民年金保険料を納めている国民年金の第1号被保険者が加入できます。

国民年金の給付と種類

基礎年金	老齢基礎年金	国民年金保険料の納付(免除も含む)期間が10年以上ある方が、65歳になったときから受けられる年金です。
	障害基礎年金	国民年金加入中または20歳前に、初診日のある病気やけがで障がい者になった方が受けられる年金です。※受給する要件を満たしている必要があります。
	遺族基礎年金	国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が死亡したとき、生計を維持されていた子のいる配偶者または子が受けられる年金です。
第1号被保険者に対する 独自給付	付加年金	付加保険料を上乗せして納めた場合は、加算された年金額を受けられます。
	寡婦年金	老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、老齢・障害基礎年金を受けることなく死亡したとき、婚姻期間10年以上ある妻に60歳から65歳まで支給されます。
	死亡一時金	保険料を3年以上納めた方が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その家族が遺族基礎年金を受けられないとき支給されます。

こんなときは届出を

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、全員が加入します。

こんなとき	手続き内容／必要なもの	期間
20歳になったとき	加入の手続きは必要ありません。 20歳になった方には、お誕生日から概ね2週間以内に、日本年金機構から、国民年金に加入したことのお知らせが届きます。届きましたら内容をご確認ください。 ● 同封されているもの ・国民年金加入のお知らせ ・国民年金保険料納付書 ・国民年金の加入と保険料のご案内 ・免除・納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書 ※基礎年金番号通知書は別途送付します。届きましたら大切に保管してください。 ※2週間以上経過してもお知らせが届かない場合は、役場または年金事務所にご連絡をお願いします。	
会社をやめて厚生年金から抜けたとき	・国民年金被保険者関係届書(役場備え付け) ・マイナンバーカード、年金手帳、または基礎年金番号通知書 ・退職日が分かる書類(厚生年金被保険者資格喪失証明書、雇用保険被保険者離職票など) ・年金事務所から送付された案内文書『届出はお済みですか(国民年金加入のご案内)』(送付された方のみ)	
会社員や公務員の配偶者の扶養でなくなったとき	・国民年金被保険者関係届書(役場備え付け) ・マイナンバーカード、年金手帳、または基礎年金番号通知書 ・扶養でなくなった日が分かる証明書(資格喪失証明書など)	
厚生年金に加入するとき、会社員などの配偶者で扶養になるとき	年金の届出は不要です。	
任意で加入するとき	・マイナンバーカード、年金手帳、または基礎年金番号通知書 ・通帳(原則口座振替納付になります)	
基礎年金番号通知書・年金証書の再交付	マイナンバーカード、または基礎年金番号が分かるもの(納付書など)	
住所や氏名が変わったとき	年金の届出は不要です。	

保険料の免除制度があります

経済的理由で保険料の納付が困難な場合は、全額、4分の3、半額、4分の1で免除する制度があります。まずは申請を！

学生納付特例制度	納付猶予制度
学生については、在学中の保険料を後で納めることができます。	50歳未満の方については、保険料の納付を猶予する制度があります。

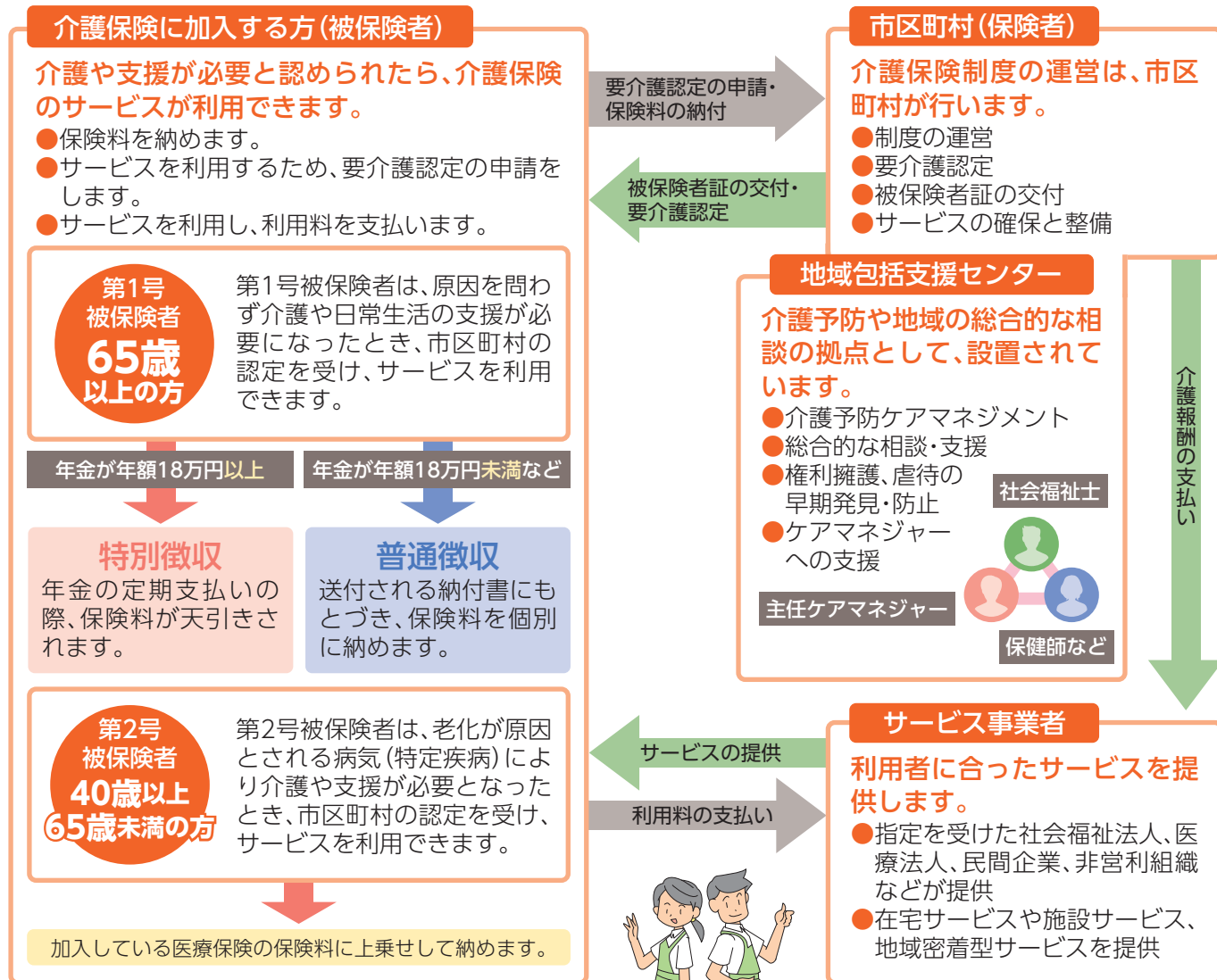


介護保険制度

問 保健福祉課 ☎26-9124

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上の皆さんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要になったとき、費用の一部を支払ってサービスを利用できる仕組みです。



〈 広告 〉



〒963-8202 福島県石川郡平田村上蓬田字清水内4
TEL0247-55-3333 FAX0247-55-2645

慣れ親しんだ地域で、温もりある支援を

- 石川町 いしかわりハビリテーション・ケアセンター(入所・通所リハビリ)
デイサービスセンターいしかわ(通所介護)
- 平田村 ひらたリハビリテーション・ケアセンター(入所・通所リハビリ)
デイサービスセンターひらた(通所介護)
有料老人ホーム芝桜(入居施設) グループホーム芝桜(認知症対応型入所施設)
- 古殿町 サテライト大久田リハビリテーション・ケアセンター(入所・通所リハビリ)
- 三春町 三春デイサービス機能訓練センター(通所介護)

石川町 デイサービスセンターいしかわ





要介護認定までの流れ

問 保健福祉課 ☎26-9124

サービスを利用するためには、市区町村に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

認定の申請



保健福祉課に認定の申請をしてください。申請は、本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、またはケアマネジャーなどに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
 - 介護保険被保険者証
 - 健康保険被保険者証
 - マイナンバーカード(個人番号カード)
- 申請書には主治医の氏名、医療機関名などを記入します。主治医がいない場合は窓口にご相談ください。

調査と審査



訪問調査

認定調査員がご自宅や病院へ訪問し調査します。

主治医の意見書

医師から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。

審査・判断

調査票の基本調査、主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で「要介護度」を判定します。

認定結果



要介護5

要介護4

要介護3

要介護2

要介護1

要支援2

要支援1

非該当

要介護度は8段階によって区分されます。要介護度により、サービスの種類・利用上限がわかります。

介護サービス
(介護給付)

居宅介護支援事業所に依頼

介護予防サービス
(予防給付)

地域包括支援センターに依頼

介護予防・日常生活支援総合事業
(地域支援事業)

地域包括支援センターに相談



福祉・健康

Consideration

「バリアフリー」ってなに？

身近にあるバリアを考えてみよう

「バリアフリー」とは障害のある人にとって、生活の中で不便に感じていることや、障壁になっている物事をなくすことです。バリアについて学び、自分にできることを考えてみましょう。



制度的なバリア

社会のルール、制度によって障害のある人が、能力以前の段階で機会の均等を奪われているバリアがあります。就職や試験などにおいて、障害があることを理由に受験や資格の付与を制限されるなどです。

【具体例】

- ▶ 書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒まれることがある。
- ▶ 賃貸物件の入居を希望する障害のある人に対して、障害を理由とする誓約書の提出を求められることがある。

出典元：国土交通省「障害ってどこにあるの？こころと社会のバリアフリーハンドブック」<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001707532.pdf>

介護保険サービスには、在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスがあります。

①～⑩、⑬は事前にケアマネジャーに相談、⑪～⑮は直接施設に相談してください。

自宅で受ける



①訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、排泄の介助や、掃除、洗濯などの日常生活の援助を行います。

②訪問入浴介護

移動入浴車で家庭を訪問し、介護士と看護師が入浴の介助を行います。

③訪問看護

疾患などを抱えている方について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助をします。

④訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問しリハビリテーションを行います。

施設に通う



⑤通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターなどに通所して、食事・入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などが日帰りで受けられます。

⑥通所リハビリテーション(デイケア)

老人保健施設や医療機関などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上の機能訓練などを日帰りで受けられます。

短期の入所



⑦短期入所生活介護・

短期入所療養介護(ショートステイ)

福祉施設に短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。日常の「生活介護」と医療上のケアを含む「療養介護」があります。

介護環境を整える



⑧福祉用具貸与

日常生活の自立を援助するための福祉用具をレンタルするサービスです。器具により要介護度の設定があります。

⑨福祉用具購入

特定介護予防福祉用具を、指定された事業者から購入したときに購入費(上限あり)が支給されます。

⑩住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修に改修費用(上限あり)が支給されます。改修前に申請が必要です。

施設サービス



⑪介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

寝たきりや認知症で日常生活に常時介護が必要で、自宅での適切な介護が困難な方が入所します。

⑫介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定している方に対し、医学的管理のもとで看護・介護・機能訓練を行い家庭への復帰を支援します。

⑬介護医療院

介護と医療を提供し、医療ニーズの高い方は、長期的なケアが受けられます。

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために地域の特性に応じたサービスが受けられます。サービスの内容や種類は、市区町村によって異なります。

⑭小規模多機能型居宅介護

⑮認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

⑯地域密着型通所介護



「バリアフリー」ってなに？

身近にあるバリアを考えてみよう

「バリアフリー」とは障害のある人にとって、生活の中で不便に感じていることや、障壁になっている物事をなくすことです。バリアについて学び、自分にできることを考えてみましょう。

意識上のバリア

周囲からの心無い言葉、差別、無関心など障害のある人を受け入れないバリアがあります。例えば理解せずにかわいそうな存在だと決めつける、障害のある人に対して高圧的な態度をすることです。

【具体例】

- ▶盲導犬を連れているため、店舗への入店を断られたことがある。
- ▶呼吸器系の障害のある人が携帯するボンベに対して、周囲の人が「邪魔だ」と言う。





▶ 高齢者福祉

問 保健福祉課 ☎26-9124

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく生活が送れるよう、さまざまな支援を行います。

◆ 高齢者福祉住宅改修事業

60歳以上の高齢者で、本人及び世帯全員が前年度の市町村民税が非課税世帯である方を対象に、手すりの取り付け等の住宅改修の一部を補助します(上限あり)。

◆ 軽度生活援助事業

65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯等の方で日常生活上の援助が必要な方を対象に、家周りの手入れ等軽易な援助を行います。

◆ 緊急通報システム運営事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者で要介護認定を受けている方等を対象に、緊急通報システム機器の設置を助成します。

◆ 老人日常生活用具給付事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者等で所得税が非課税世帯である方等に対し、火災警報器や電磁調理器等の給付を行います。

地域包括支援センター 問 石川町地域包括支援センター(石川町社会福祉協議会内) ☎26-4606

高齢者の相談窓口として、保健・医療・介護・福祉等さまざまな面で住民のみなさんを支えるための拠点です。介護のこと、認知症のこと、介護予防のことなど気軽にご相談ください。

◆ 総合相談

高齢者の介護、健康、暮らしにかかわる心配や相談、問題に対応します。

◆ 権利擁護

高齢者の虐待に関する相談や金銭管理、成年後見制度の活用の支援を行っています。

◆ 包括的・継続的ケアマネジメント

地域の介護支援専門員と関係機関との連携構築の支援や日常業務について個別指導や相談対応を行っています。

◆ 家族介護支援事業

介護者同士で話し合える場、情報交換の場を提供します。

◆ 認知症に関する支援

認知症になっても安心して暮らし続けられる地域をめざして、認知症サポーター養成講座等を実施し、認知症の理解を広め、関係機関との連携を支援します。

◆ 介護予防支援

要支援者を対象に介護予防ケアプランを作成します。

これからもこの街で暮らしていきたい



▶ 障がい者福祉

問 保健福祉課 ☎26-9123

障がいのある方の福祉サービス

障害福祉サービスは、障害者手帳をお持ちの方が対象のサービスです。手帳の取得については、保健福祉課へ。

身体障害者手帳

身体の機能障がいの種類や程度により1級から6級までの等級があります。また、移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。

療育手帳

知的な障がいがあり、県の機関で一定の基準に該当すると認められた場合に交付されます。障がい程度の区分はA、Bがあります。

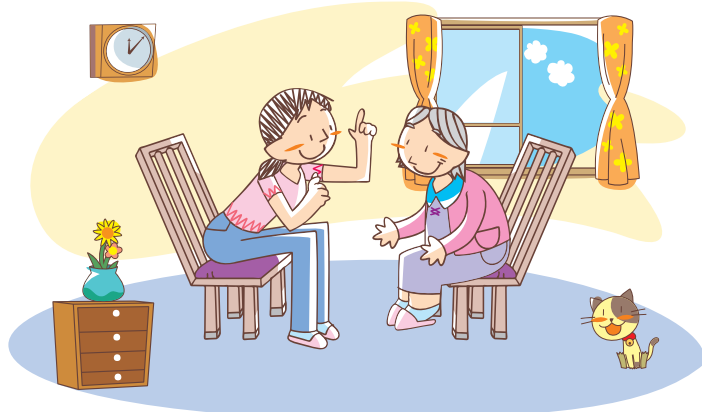
精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に交付されます。程度により1級から3級までの等級があります。

こんな時は届出を！

- 住所、氏名、保護者が変わったとき
- 手帳を紛失、破損したとき
- 障がい程度が変わったとき(再申請により障害等級が変更することがあります)
- 本人が死亡したとき

〈 広告 〉



社会福祉法人 **桜が丘学園**

笑顔あふれる生活を応援します

児童福祉 福祉型障害児入所施設 桜が丘学園	障がい福祉 指定障害者支援施設 桜が丘愛生園
児童発達支援 放課後等デイサービス エンジェル園	指定障害者支援施設 石川共生園

〒963-7855 石川町猫啼359-1
TEL.0247-26-2003
FAX.0247-26-0766

HP



◇ 各手当

障がいのある方及び障がいのある児童を家庭で監護している方に、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当が支給されます。各手当の支給を受けるためには、申請が必要です。

サービス一覧

問 保健福祉課 ☎26-9141・26-9123

以下のサービスを受けるには申請が必要です。なお、自己負担は原則1割負担ですが、世帯の課税状況によって負担上限額が決められています。

サービスの種類によって対象となる要件が決められていますので、詳しくは保健福祉課までお問い合わせください。

サービスの種類	内容		
補装具費の支給	身体障がいのある方や児童、国指定難病の方に対して、補装具（補聴器、義足、義肢、車いすなど）の購入費または修理費の支給を行います。		
日常生活用具の給付	支給要件に該当する方に対して、日常生活用具〔聴覚障害者用通信装置、電気式たん吸引器、ストマ用装具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）〕などの支給を行います。		
重度心身障がい者医療費の助成	身体障がいや知的障がい、精神障がいのある方で、支給要件に該当する方に対し、医療費の自己負担分を助成します。		
自立支援医療費（更生医療・育成医療）の支給	更生医療…身体障がいのある方の障がいの程度を軽くしたり、手術などで日常生活や職業能力を高めたりするための医療費を支給します。 育成医療…身体障がいのある児童の障がいの程度を軽くしたり、手術などで日常生活などの能力を高めたりするための医療費を支給します。		
自立支援医療費（精神通院医療）の支給	精神障がいのある方の医療の確保を容易にするため、通院医療費を支給します。		
自立支援給付（障害福祉サービス）および地域生活支援事業	身体障がいや知的障がい、精神障がいのある方や児童、国指定難病の方に対し、個々に応じた必要な支援を行います。		
	障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）	日中活動系サービス	生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援など
		居住系サービス	施設入所支援・共同生活援助（グループホーム） など
		訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護・短期入所（ショートステイ）など
地域生活支援事業	日中一時支援事業・移動支援事業・自動車改造費の助成など		
障害児通所給付	児童発達支援……………小学校就学前の障がいのある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。 放課後等デイサービス…学校（幼稚園、大学除く）に就学中の障がいのある児童に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。		
各種割引制度	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、バス運賃やNHKの受信料などの割引が受けられます。 ※障がいの種類、程度によっては受けられる制度が異なります。		



Consideration

「バリアフリー」ってなに？

身近にあるバリアを考えてみよう

「バリアフリー」とは障害のある人にとって、生活の中で不便に感じていることや、障壁になっている物事をなくすことです。バリアについて学び、自分にできることを考えてみましょう。



【文化・精神面でのバリア】

情報の伝え方が不十分であるために、必要な情報が平等に得られないバリアがあります。例えば視覚に頼ったタッチパネル式のための操作盤、点字・手話通訳のない講演会などです。

【具体例】

- ▶ 窓口の案内が音声のみで、聞こえない人や聞き取る力が弱い人がコミュニケーションをとれない。
- ▶ 情報が多い場所では、必要な情報を取捨選択できずにパニックになってしまうことがある。

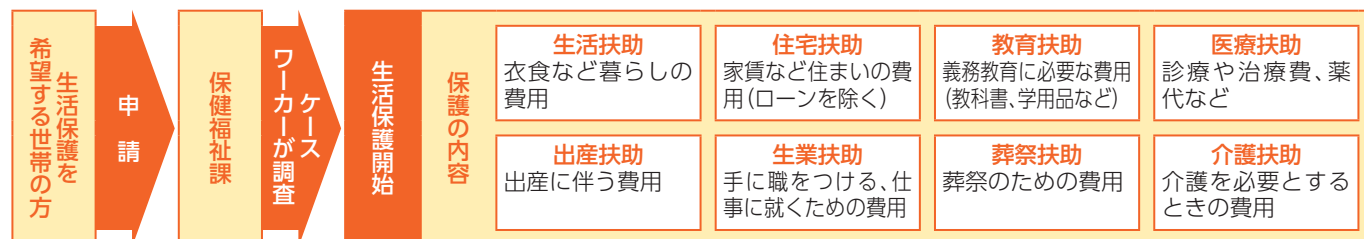




生活保護

問 保健福祉課 ☎26-9123

病気・失業などのために、日常生活が困難となり、資産・多種援助制度などを活用しても最低限度の生活を維持することができない世帯に、健康で文化的な生活ができるよう援助を行うとともに、その自立を助長することを目的としています。



健康診査・各種検診

問 保健福祉課 ☎26-8416

健康診査、各種がん検診などの対象年齢や個人負担額は次のとおりです。

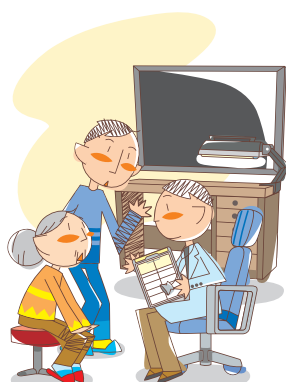
町の集団健診は完全予約制となっています。

予約方法や実施時期、会場などの詳細については、広報やホームページ等でお知らせいたします。

健診の種類	対象者	検査内容	料金
高齢者健康診査	健診当日75歳以上 (後期高齢者医療保険加入者) ※65歳から74歳までの障がい認定者含む	●身体測定 ●血圧測定 ●医師の診察 ●血液検査 ●尿検査 ●心電図 ●眼底検査	無料
特定健康診査	40～74歳の国民健康保険加入者		加入している保険により異なります
基本健康診査	40歳以上の生活保護の方		
社会保険被扶養者の特定健診	40～74歳の社会保険加入者の被扶養者		
県民健康診査	19～39歳の職場等で健診を受ける機会がない方	●身体測定 ●血圧測定 ●血液検査 ●尿検査	無料
結核・肺がん検診	40歳以上	●胸部レントゲン	
胃がん検診		●胃部レントゲン(バリウム)	
大腸がん検診		●便潜血反応検査	
子宮頸がん検診	20歳以上偶数年齢の女性	●子宮頸部細胞診	無料(施設:1,000円)
乳がん検診	40歳以上偶数年齢の女性	●マンモグラフィー検査	無料(施設:500円)
前立腺がん検査	50歳以上の男性	●血液検査(PSA)	無料
胃内視鏡検診	50歳～80歳の偶数年齢の方	●胃カメラ検査	2,000円
脳ドック	30、35、40、45、50、55、60、65歳の社会保険の被保険者及び被扶養者	●MRI・MRA	3,000円



福祉・健康



その他の保健事業

問 保健福祉課 ☎26-8416

成人のための保健事業

◆ 事業内容

健康教育	生活習慣病予防に関する健康・栄養・運動の講話及び実習
健康相談	糖尿病などの生活習慣病や健康診査で注意が必要な方へ保健師・栄養士による健康・栄養・運動に関する相談
住民健診	基本健康診査、各種がん検診、肝炎ウイルス検査、結核検診
訪問指導	糖尿病などの生活習慣病や健康診査で注意が必要な方へ保健師・栄養士による健康・栄養・運動などの訪問指導
食生活改善推進員活動事業	食生活改善推進員(ボランティア団体)による健康づくりのための栄養料理教室・男性教室などの実施
インフルエンザ予防接種 新型コロナワクチン予防接種	65歳以上の方及び60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器に重度の疾患がある方(身体障害者手帳1級程度)に対して一部自己負担で実施。
成人用肺炎球菌ワクチン予防接種	65歳の方及び60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器に重度の疾患がある方(身体障害者手帳1級程度)に対して一部自己負担で実施。
帯状疱疹ワクチン予防接種	接種期間内に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる方及び60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害があり、日常生活を送ることがほとんど不可能な方に対して一部自己負担で実施。

精神保健福祉事業

精神障害者社会復帰相談指導事業(ソーシャルクラブ)・アルコール健康相談会などを行います。

こころの健康相談事業

ご本人やご家族のこころの悩みや不安などについて、専門職による個別相談の実施。

その他

◆ 事業内容

献血	移動献血車により町内で実施
在宅当番医 (休日当番医)	日曜・祝日・お盆・年末年始は、当番制で診療しています

このほかにも、保健福祉課では健康や栄養、運動に関する教室や相談などを行っています。
詳しい内容や日程は、毎月発行する広報紙に掲載しています。

生産者の愛情が注がれた
全国の逸品の数々

日本は特産品であふれている

わが街とくさんネットで気軽にお取り寄せ

注文方法は
どれでもOK!

詳しくは [わが街とくさんネット](#)

Check!

株式会社サイネックス

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5丁目3-15
TEL:06-6766-3360 FAX:06-6766-3345





子育て支援

問 保健福祉課 ☎26-9141

手当・助成など

◆ 母子健康手帳の交付

妊娠したと思ったらできるだけ早く医療機関を受診しましょう。

そして医師もしくは助産師の診察により妊娠がわかったら保健福祉課こども家庭係に届出し、母子健康手帳をもらいましょう。

交付場所	石川町役場保健福祉課こども家庭係 ☎26-9141 FAX 26-4148
交付時間	月曜日～金曜日(年末年始・祝日は除く) 午前8時30分～12時/午後1時～午後5時15分
必要なもの	医療機関が発行した「妊娠届出書」、もしくは予定日がわかるもの、マイナンバーカード

◆ 妊産婦健康診査

妊産婦健康診査は、妊婦、赤ちゃんの健康状態を定期的に確認するために行うものです。

町では、妊婦健康診査15回分、産後1カ月健康診査1回分、産後2週間健康診査1回分の費用を助成しています。妊娠届出の際に受診票を交付します。

◆ 妊婦訪問

保健師・看護師等が訪問し、出産や子育てに向けての準備や手続きについて情報提供し、さまざまな相談に応じます。また、訪問の際に、元気な赤ちゃんの誕生と健やかな成長を願い、妊婦支援ギフトを支給します。

◆ 1カ月児健康診査費助成

1カ月児健康診査は、原則、出生医療機関にて赤ちゃんの健康状態を確認するために行うもので、上限6,000円分の費用を助成しています。母子健康手帳の交付の際に受診票を交付いたします。

◆ 妊産婦医療助成制度

妊産婦の方が安心して赤ちゃんを出産できるように医療費の一部を助成します。

助成対象者

妊娠4カ月(妊娠12週)となる日の属する月の初日から出産の日の属する月の翌月末日までの期間。

助成の内容

妊産婦が通院や入院をした時の保険診療(医科・歯科・調剤等)の自己負担額が対象です。

(医療保険の対象とならない療養費等は対象になりません)

必要書類

登録:健康保険の情報が分かるもの、母子健康手帳、預金通帳
申請:医療機関等で発行した領収書

◆ 子ども医療費助成制度

0歳～満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの保険適用分の医療費が助成されます。

助成内容

申請書を提出し承認されると、子ども医療費受給者証が交付されます。この受給者証の提示により福島県内での受診については支払いが免除されます。福島県外で受診した場合は領収書があれば保険適用分を町民課で返還できます。返還期限は受診後、5年以内です。

▶ 必要な書類

- 資格確認書または資格情報のお知らせ(対象となる子ども)
- 保護者名義の通帳

〈 広告 〉





ご家族の大切な一瞬を、一枚の写真に残しませんか？

七五三/お宮参り/成人式/レンタル振袖・袴/スタジオ撮影/ロケーションフォト

●出張撮影承ります! お気軽にお問い合わせください



スタジオみずの

〒963-7856 石川町字白石246-1

TEL 0247-26-6598

FAX 0247-26-5711

携 帯 090-8423-0311




H P
Instagram

◆ 出産育児一時金

出産育児一時金は、**出産された方**が出産時に加入している健康保険から支給されます。

国民健康保険に加入されている方

出産一時金として50万円を支給します。原則として、医療機関への高額の出産費用を直接支払わなくてもよくなる「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」となります。

⚠ 国民健康保険以外の保険に加入の方

国民健康保険以外の健康保険でも、同様の制度があります。詳しくは勤務先または加入している健康保険へお問い合わせください。

◆ 不妊治療費助成について

不妊治療を行うご夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。

手続き

不妊治療が終了した日から1年以内に必要な書類により保健福祉課に提出してください。

※必要な書類については、事前に保健福祉課こども家庭係にご連絡ください。

対象となる方

- ①夫婦(事実婚関係にある者を含む)ともに、または一方が町内に住民登録している方
- ②医療機関において不妊治療を受けた夫婦
- ③治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦
- ④町税の滞納がない夫婦

助成対象となる治療

令和6年4月1日以降に開始した以下の治療

- ①一般不妊治療(タイミング法、人工授精)
- ②生殖補助医療(体外受精、顕微授精、それに付随して行われる男性不妊治療)

※保険診療、保険適用とならない自費診療に関わらず助成対象となります。

助成の内容

助成額は福島県助成金及びその他の自治体からの助成金額を控除した額となります。

- ①一般不妊治療 各年度につき10万円を上限に助成

- ②生殖補助医療 1回につき10万円を上限に助成(併せて男性不妊治療を行う場合は、10万円を上限に追加助成)

助成回数

- ①一般不妊治療 助成回数の制限はありません。初回申請年度より2年間
- ②生殖補助医療 保険診療で行った場合、保険診療と保険外診療を併用し自費となった場合または、保険診療となる回数を超えたため自費診療となった場合などにより異なります。詳細は保健福祉課こども家庭係に確認してください。

◆ 新生児誕生祝金

次の要件をすべて満たす方に新生児誕生祝金を支給します。

- ・保護者が対象児の出生前から引き続き1年以上石川町にお住まいであること
 - ・対象児を石川町に住民登録し、引き続き対象児とともに石川町にお住まいになる意思があること
- ※町税や町の徴収金などを滞納している場合、祝金の支給が保留されるほか、規則等に基づき、祝金の一部または全額が滞納分の支払いに充てられることがあります。

支給対象児	支給額
第1子から第3子	100,000円
第4子	200,000円
第5子以降	250,000円

◆ 児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない子どもや一定の障がいのある父母が、**子どもを育てている場合**に支給される手当です。支給には、所得やその他の制限があります。

⚠ 手当が支給されない場合

支給対象に該当しても、子どもが児童福祉施設に入所したとき、または請求者及び児童が公的年金(老齢福祉年金を除く)を受けるときなど手当が支給されない場合があります。

公衆衛生の豆知識

出典

出典: 首相官邸ホームページ

(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/pastflyers.html>) より加工・編集して作成

正しいマスクの着用

1



鼻と口の両方を確実に覆う

2



ゴムひもを耳にかける

3



隙間がないよう鼻まで覆う



◆ 児童手当

平成24年4月から、子ども手当制度は児童手当制度になり、同制度による手当が支給されます。

支給対象

0歳から高校卒業まで(18歳になった後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

対象年齢		支給額
0歳～3歳未満の児童	第1子、2子	15,000円
	第3子以降	30,000円
3歳以上～高校終了	第1子、2子	10,000円
	第3子以降	30,000円

※第3子以降のカウント対象の年齢は、22歳年度末までです。子どもが3人以上いる場合に必ずしも第3子以降としてカウントされるわけではありません。

支給対象児童の兄弟等については、監護に相当する世話をし、その生計費を負担している必要があります。

ファミリーサポートセンター

問 保健福祉課 ☎26-9141

ファミリー・サポート・センターは、子育てを手伝ってほしい人「おねがい会員」と手伝ってあげたい人「あずかり会員」からなる、会員制の子育てを支え合う事業です。

保育施設や学校までのお子さんの送迎、外出や冠婚葬祭などの際にお子さんをお預かりするなど、ご家庭で対応しきれない子育ての手不足を補います。ご利用には会員登録が必要です。お問い合わせください。

所在地	お問い合わせ先	利用について
石川町字渡里沢37番地の5	石川町ファミリーサポートセンター 石川町社会福祉協議会内 ☎26-3793	「おねがい会員」「あずかり会員」いずれも会員登録が必要です
		(利用時間) 月曜～日曜日(年末年始除く) 午前7時～午後7時 (料金) 月曜～金曜日 1時間あたり600円 土・日曜日 1時間あたり700円

ひとり親家庭の支援

◆ ひとり親家庭等医療費の助成

母子・父子家庭の母、父及び児童、父母のいない児童とその児童を養育する者を対象に、健康保険適用分の医療費(医科・歯科・調剤など)が助成されます。所得制限があります。

◆ 母子家庭等自立支援給付金

母子・父子家庭の母・父の主体的な能力開発への支援のために、自立支援教育訓練給付金と高等技能訓練促進費があります。受講費用などの一部を支給します。事前申請が必要です。ご相談ください。

◆ 母子・寡婦福祉資金

母子家庭や寡婦の方が経済的に自立して、安定した生活を送るため、就学支度資金などの福祉資金の貸し付け相談を行っています(県事業)。

▶ 貸付の種類

- 修学資金(高校～大学)
- 事業開始資金
- 事業継続資金
- 技術習得資金
- 修業資金
- 就職支度資金
- 住宅資金
- 転宅資金
- 就学支度資金
- 結婚資金
- 生活資金
- 療養資金



子育て・教育

公衆衛生の豆知識

出典

出典: 首相官邸ホームページ

(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/pastflyers.html>) より加工・編集して作成

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう

咳エチケット



マスクを着用する(口・鼻を覆う)



ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う



何もせずに咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを手でおさえる

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。

対面で人と人との距離が近い接触(互いに手を伸ばしたら届く距離でおよそ2mとされています)が、一定時間以上、多くの人々との間で交わされる環境は、リスクが高いです。感染しやすい環境に行くことを避け、手洗い、咳エチケットを徹底しましょう。

子どもの予防接種

問 保健福祉課 ☎26-8416

予防接種は種類により受ける時期・回数などが定められています。下記の表を参考に、接種スケジュールをたてて、受け忘れないようにしましょう。(このほかにも、任意で行う予防接種があります)

予防接種の種類		対象年齢	接種回数	接種間隔
ヒブ (インフルエンザ菌b型)		生後2か月から5歳になる前日まで	接種開始時期によって回数が変わります	
小児用肺炎球菌		生後2か月から5歳になる前日まで	接種開始時期によって回数が変わります	
B型肝炎		生後2か月から1歳になる前日まで	3回	1回目の接種から27日以上の間隔を置いて2回目を接種、1回目の接種から139日以上の間隔を置いて3回目を接種
ロタウイルス	1価ワクチン (ロタリックス)	生後6週以上24週未満	2回	27日以上の間隔を置いて2回
	5価ワクチン (ロタテック)	生後6週以上32週未満	3回	27日以上の間隔を置いて3回
五種混合 (ジフテリア、百日せき、破傷風、不活化ポリオ、ヒブ)	1期初回	生後2か月～7歳6か月になる前日まで	3回	20日以上の間隔を置いて3回続けて接種します
	1期追加		1回	1期初回3回目終了後、1年～1年半の間隔を置いて接種します
四種混合 (ジフテリア、百日せき、破傷風、不活化ポリオ)	1期初回	生後2か月～7歳6か月になる前日まで	3回	20日以上の間隔を置いて3回続けて接種します
	1期追加		1回	1期初回3回目終了後、1年～1年半の間隔を置いて接種します
BCG		1歳になる前日まで	1回	
麻しん風しん(MR)	1期	1歳～2歳の誕生日の前日まで	1回	
	2期	幼稚園、保育所の年長児	1回	
水痘(水ぼうそう)		1歳～3歳の誕生日の前日まで	2回	3か月以上(標準的には6か月から1年まで)の間隔を置いて2回接種します
日本脳炎	1期初回	生後6か月～7歳6か月になる前日まで	2回	6日以上の間隔を置いて2回接種します
	1期追加	生後6か月～7歳6か月になる前日まで	1回	1期初回2回目終了後、6か月以上の間隔を置いて(おおむね1年後)接種します
	2期	9歳～13歳になる前日まで	1回	
ジフテリア・破傷風DT		11歳～13歳になる前日まで	1回	
子宮頸がん (中学1年生から通知をしています)		小学6年生～高校1年生相当の女子	3回	ワクチンの種類によって接種間隔が異なります

公衆衛生の豆知識

出典: 首相官邸ホームページ
(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/pastflyers.html>) より加工・編集して作成



正しい手の洗い方

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。

手洗いの前に ・爪は短く切っておきましょう。 ・時計や指輪は外しておきましょう。

①



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります

②



手の甲をのばすようにこすります

③



指先・爪の間を念入りにこすります

④



指の間を洗います

⑤



親指と手のひらをねじり洗います

⑥



手首も忘れずに洗います

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。



乳幼児健康診査

問 保健福祉課 ☎26-9141

健診・教室日程

種類	内容	持ち物
3～4か月児健診・ 股関節脱臼検査	身体計測、内科健診、股関節脱臼検査 予防接種、育児、離乳食のお話など ※絵本の紹介コーナーもあります。	母子健康手帳、アンケート、バスタオル、フェイスファイル
6～7か月児教室	身体計測、発達、離乳食のお話など ※離乳食の試食があります。	母子健康手帳、アンケート、バスタオル、離乳食用スプーン、 フェイスファイル
1歳児教室	身体計測、お子さんの歯科チェック むし歯予防、食生活に関するお話など	母子健康手帳、アンケート、バスタオル、フェイスファイル
1歳6か月児健診	身体計測、診察（内科・歯科） 発達相談、歯みがき指導など	母子健康手帳、アンケート、タオル、フェイスファイル
2歳児教室	身体計測、お子さんの歯科チェック むし歯予防、食生活に関するお話など	母子健康手帳、アンケート、タオル、フェイスファイル
3歳3か月児健診	身体計測、診察（内科・歯科）、尿検査 視力検査、聴力検査、歯みがき指導など	母子健康手帳、アンケート、タオル、検尿、フェイスファイル
5歳児教室	身体計測、発達相談、就学に関するお話など	母子健康手帳、フェイスファイル

認定こども園・保育園・幼稚園

問 教育課 ☎26-0811

施設名	所在地	電話番号	保育時間
石川町立いしかわこども園	石川町字関根5-2	26-0150	1号認定 月～金 午前8時30分～午後1時30分 2・3号認定 月～土 午前7時15分～午後6時15分
学校法人認定こども園 石川文化幼稚園・クローバー保育園	石川町字当町67-2	26-2061	1号認定 月～金 午前8時30分～午後2時30分 2号認定 月～金 午前7時30分～午後6時 土曜日 午前8時～午後5時 3号認定 月～金 午前7時～午後6時 土曜日 午前8時～午後5時
やどかり保育園	石川町大字形見字尾巻188-1	26-2606	月～土 午前7時15分～午後6時15分
いしかわツリートップ保育園	石川町字鹿ノ坂2	57-5550	月～土 午前7時15分～午後6時15分

子育て・教育

〈 広告 〉



高橋写真館
・大正10年創業

今しかない
この瞬間を
一生の宝物に

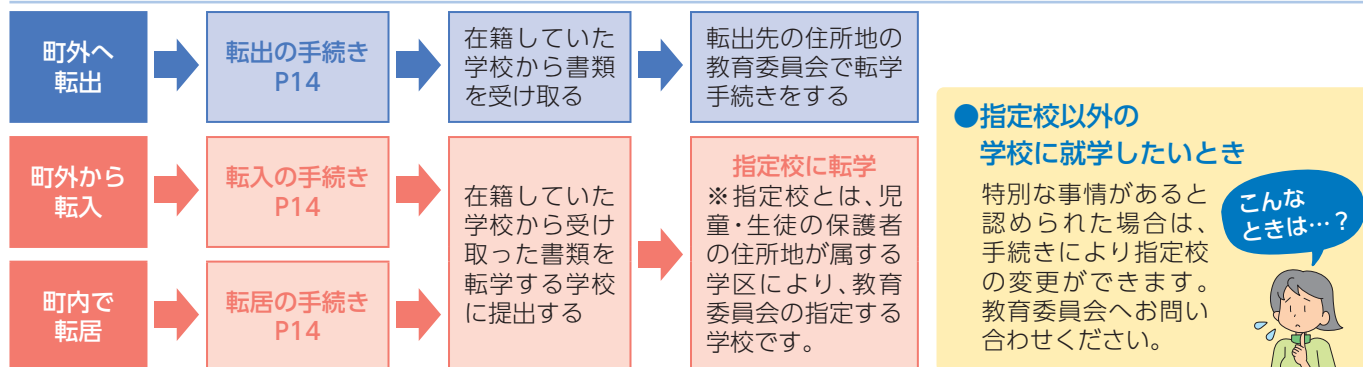
■スタジオ撮影[七五三・マタニティ・お宮参り・入学・卒業・成人式・家族写真・記念写真など]
■証明写真 ■出張撮影 ■観光写真撮影
■複写 ■デジタルプリント ■その他写真加工
■各種デザイン[チラシ・ポスター・名刺・WEBなど]

有限会社 高橋写真館
〒963-7833 石川町字石田6-4
tel/0247-26-2580 fax/0247-26-2999

小・中学校に関する手続き

町内に住所がある児童・生徒は教育委員会が指定する小・中学校に入学していただきます。
1月末までに自宅に「就学通知書」をお送りします。

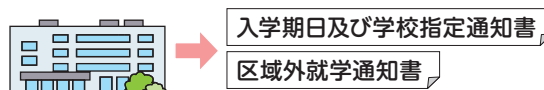
◆引っ越したときの手続きの流れ



在籍の学校から受け取る書類



役場で手続き後受け取る書類



こんなときは…?



●就学費用のことで困っているとき

経済的な理由で就学が困難と認められる児童・生徒の保護者の方へ、世帯の収入額に応じ学用品費・給食費などの一部を援助します。

●お子さんの心身状態に不安があるとき

発達の遅れや障がいのある児童・生徒について、就学に関する教育相談を随時行っています。

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働などで昼間家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休業中に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

◆開設場所

文教福祉複合施設「モトガッコ」内及び石川小学校内

◆対象児童

小学1年生から小学6年生

◆開設時間

- (1) 平日【祝日を除く】
下校時から午後6時まで
- (2) 土曜日【祝日を除く】
午前7時45分から午後6時まで
- (3) 夏休み・冬休み等
【日曜日、祝日、お盆、年末年始、4月1日を除く】
午前7時45分から午後6時まで

◆登録料

1,800円／年

◆利用料金月額

1人 3,000円(2人目以降 1,500円)

◆延長利用料(1日)

200円(午後6時から午後6時45分まで)



ごみ

問 防災環境課 ☎26-9122

ごみは、ルールを守って出しましょう。

町が収集するごみ

区分	種類	出し方
ごみ	燃えるごみ	必ず「可燃ごみ用指定袋」に入れて出してください。台所の生ごみは、水をよく切って出してください。庭木の剪定などの枝は、指定袋に入るサイズに切って入れてください。
	燃えないごみ	「不燃ごみ用指定袋」に入れて出してください。刃物類は紙に包んで内容を明記してください。資源ごみとして利用できるもの(びん、缶、古紙、プラスチック)、燃えるごみなどは混ぜないでください。
	粗大ごみ	石油ストーブなどは燃料を完全に抜き取って出してください。テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機などは収集しません。収集できないごみの表(P36)を確認してください。さらクリーンセンター(☎26-7500)へ申し込み、粗大ごみシールを購入・貼付してください。
資源ごみ	空き缶 空きびん 	びん(無色・茶色・その他)/缶 容器は水洗いしフタは必ず外して出してください(金属性のフタは不燃ごみへ)。販売店に引き取ってもらえるびんは引き取ってもらってください。
	ペットボトル 	ペットボトルマークのあるもの(飲料、酒、調味料) 中を洗って、 <u>ふた・ラベル(容器包装プラスチック)</u> を外して出してください。
	古紙類 ダンボール 	新聞、チラシ、段ボール、雑誌、本、紙パックなど 種類別にひもで十文字に縛って出してください。ただし、紙マークのあるティッシュ箱等は袋に入れて出してください。
	発泡スチロール	発泡スチロール ひもで縛るか、袋に入れて出してください。油などの洗っても落ちにくいものは、燃えるごみへ排出してください。
	容器包装プラスチック 	容器、包装、トレイなどプラマーク付き 透明または半透明の袋に入れて出してください。油などの洗っても落ちにくいものは、燃えるごみへ排出してください。
	製品プラスチック	プラマークのないプラスチック 金属やゴムなどは外し、透明または半透明の袋に入れて出してください。油などの洗っても落ちにくいものは、燃えるごみへ排出してください。
有害ごみ	有害	乾電池/蛍光灯/体温・温度計(水銀使用) 品目ごとに別々の袋に入れ内容物を表記し排出してください。ごみが割れたり、散乱しないように出してください。

詳細な分別方法については、「ごみ分別辞典」を参照するか、石川地方生活環境施設組合(☎26-2784)へお問い合わせください。

Food loss



食べ物をムダにしない 食品ロスを減らすためにできること



本来、食べられるのにさまざまな理由から捨てられてしまう食べ物のことを「食品ロス」といいます。食品ロスは“もったいない”だけでなく、増えたゴミの廃棄に多くのコストがかかっていることも大きな問題です。

① 買いすぎない ☒

買いに行く前に食品棚や冷蔵庫をチェックしよう。重複買いを防止します。

② 作りすぎない ☒

食べきることができる量を決めましょう。作りすぎたら、アレンジレシピを活用しましょう。

③ 食べきる ☒

家でも外でも、食べられる分だけ食卓へ。外食時は、残した料理を持ち帰ることができるかチェック。



町では収集できないごみ

区分	種類	出し方
 充電式電池	ニカド電池、ニッケル水素、リチウムイオン電池	家電量販店、JBRC加盟店
 家電リサイクル法対象品	エアコン／テレビ／冷蔵庫・冷凍庫／洗濯機・乾燥機	購入店、またはこれから買い換えをする小売店への依頼、指定引取場所への直接搬入などがあります。
 建築用廃棄物・リフォーム工事に伴う廃棄物	浴槽、流し台、瓦、石膏ボード、タイルなど	廃棄物処理許可業者に相談してください。
 その他	タイヤ・バッテリー／バイク／消火器／耕運機など	各専門店、不用品回収業者などに相談してください。

①決まったごみを

②決まった日に

③決まった場所に

ごみはきちんと分別して収集日の朝6時から8時までに出してください。
(地区の指定時間があればそれに従ってください)

- ごみステーションなどのまわりは、隣近所の迷惑にならないように、いつも清潔に利用しましょう。
- 前日には絶対出さないでください。猫やカラスが食い散らかし、ステーション付近が汚くなります。
- 家電製品・自転車などは、なるべく買い換えのときに引き取ってもらいましょう。
- ごみカレンダーを確認して収集日に出してください。ごみカレンダーは年1回広報紙と一緒に配布するほか、石川町役場に置いてあります。

◇各地区の収集日

各地区の収集日についてはこちらからご確認ください。



▶浄化槽

問 防災環境課環境対策係 ☎26-9122

石川町では、生活雑排水を合併処理浄化槽により処理しています。浄化槽を適正に利用するためには、定期的な保守点検及び清掃が必要となりますので、専門の浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者へ依頼してください。なお、浄化槽の管理者には、浄化槽法により7条検査及び11条検査の受験が義務付けられています。

こんな場合は手続きを

浄化槽をご利用で、次のような場合には防災環境課環境対策係へ届出をお願いします。

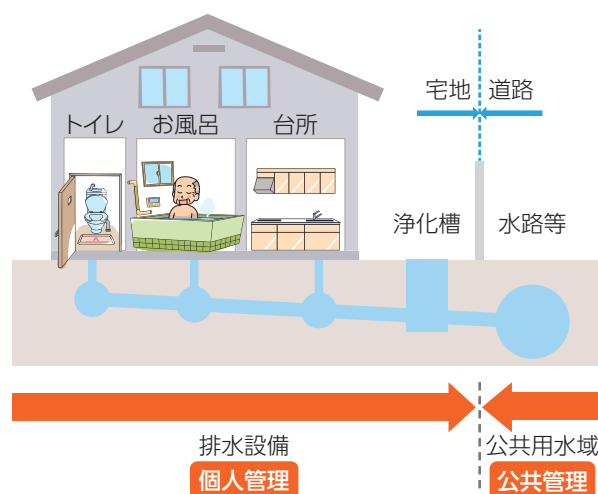
- 建築確認申請を伴わず、浄化槽を設置するとき
- 浄化槽の利用を開始するとき
- 浄化槽の利用を休止または廃止するとき
- 浄化槽の管理者(所有者)を変更するとき

合併処理浄化槽を設置しましょう

石川町では、合併処理浄化槽を設置する際に補助金が利用できます。補助金を受けるには要件がありますので、詳細は防災環境課環境対策係へお問い合わせください

排水設備の維持管理について

家庭からの生活排水を公共用水域に流すために、宅地内に設置された枅や浄化槽、排水管を排水設備といいます。排水設備は個人の財産になりますので、法令等を遵守のうえ個人の責任により維持管理を行っていただくことになります。



浄化槽に流してはいけないもの

浄化槽へ短時間に多量の汚水が流入すると、放流水の水質悪化や悪臭の原因となります。排水はなるべく時間をずらして行ってください。

なお、下記に示すものは絶対に浄化槽に流さないでください。
【例】ペット等の糞、天ぷら油、食品くず、ガソリン、アルコール、薬品など



上水道

問 水道事業所 ☎26-1502

水道を使い始めたり止めたりするときは、申請が必要です。



水道の利用開始と中止

引っ越しが決まったら…

転入、町内転居の場合

開始申請の提出

水道の利用
を開始

【必要なもの】
・印鑑

町外への転出、転居の場合

休止申請の提出

水道の利用
を
中止

【必要なもの】
・印鑑



引っ越しの日の1週間前を目安に、
まずは水道事業所に電話連絡を…

下記の必要事項についてお伝えください。

- ①住所・氏名
- ②利用開始予定日
- ③電話番号



⚠ 申請を行わずに無断で使用された場合、停水処分となることがあります。

- ①お客様番号
(「請求書」「使用水量のお知らせ(検針票)」に記載されています)
- ②現住所・契約者氏名・電話番号
- ③引っ越し予定日
(最後に使用する日)
- ④引っ越し先の住所・電話番号
- ⑤精算方法
(口座振替、納入通知書)

退出時までの料金を、計算して支払います。

⚠ 申請を行わずに転出・転居された場合、その後の使用量の負担が生じる場合があります。

水道料金について

水道料金は、メーターから計算した使用量に基づいて算定します。

- 検針をする2か月の間に水道の使用を開始、または止めたときは、その使用日数に応じた基本料金に当該従量料金を加算した額を請求します。
- 水道料金を指定納期限内にお支払いいただけない場合、給水を停止することがありますので、ご注意ください。

支払い方法

料金の請求は、2か月に1回となっています。

下記取扱窓口にてお支払いください。

1 町役場会計窓口

2 取扱金融機関

東邦銀行、福島銀行、大東銀行、須賀川信用金庫、福島県商工信用組合、夢みなみ農業協同組合、東北労働金庫、ゆうちょ銀行

3 コンビニエンスストア

料金の支払いは、便利な

「口座振替」がおすすめです！

金融機関または郵便局にてお申し込みください。

お支払日は奇数月の月末です。

必要なもの 通帳、届出印鑑

自分でできる漏水の確認方法

まず敷地内にある水道の蛇口を全て閉めましょう。その後、水道メーターのパイロットマークを調べ、少しでも回っていたらどこかで水が漏れていることになります。



➡ すぐに石川町指定の水道業者へ修理を依頼してください。

〈 広告 〉

地元で安心 お任せください！ 一給排水設備に関するご相談は各会員事業所にご連絡ください

有限会社 吉田設備工業

〒963-7858

石川町字下泉56

TEL (0247)26-1331

有限会社 大竹工務店

〒963-7853

石川町字大室477

TEL (0247)26-0738

水戸設備

〒963-7838

石川町大字曲木字小和清水56-1

TEL (0247)26-0196

三栄工業

〒963-7818

石川町字塩沼95-1

TEL (0247)26-3356

有限会社 溝井設備 石川支店

〒963-7842

石川町字境ノ内242-4

TEL (0247)57-6422

石川町水道協会

事務局 〒963-7893 石川町字長久保185-4

TEL(0247)26-1502 FAX(0247)26-4148

市外局番は 0247 です

建物・土地・景観

問 都市建設課 ☎26-9131

新築・増築するとき

町内で建物を新築、増築する場合は届出が必要です。なお、建物用途や構造、規模によっては、確認申請書の提出が必要です。

建物を解体するとき

床面積が80㎡以上の建物を解体する場合は、工事を始める7日前までに届出が必要です。なお、木造の空き家で町が認定した危険家屋の場合、解体費用の一部が補助されます。

景観を守るために

町内で景観に影響を与えるおそれのある大規模行為※を行う場合は、町への届出が必要です。

※大規模行為とは、大規模な建物の建築や土石の採取のことです。

土地取引をするとき

次の面積以上の土地取引(売買など)を行う場合は、契約締結後2週間以内に県知事への届出が必要です。

- ・都市計画区域…………… 5,000㎡以上
- ・都市計画区域外…………… 10,000㎡以上

屋外広告物を表示・設置するとき

町内に屋外広告物(看板など)を表示または設置するときは、自己の所有する土地や建物でも、「屋外広告物法」や「福島県屋外広告物条例」などの規定により、町の許可が必要です。

犬の登録・狂犬病予防接種

問 防災環境課 ☎26-9122

飼い犬の登録・狂犬病の予防接種・飼い犬の死亡届は、狂犬病予防法により義務付けられています。

登録は犬の戸籍のようなものです。死亡の届出、登録事項変更の届出は必ず行ってください。

犬を飼ったら	予防接種	犬が死亡したら
 登録は犬の生涯に一度です 生後90日を経過した日から	な91犬 つ日 た以上 らに 年に1回(毎年4月～6月) 予防注射を受けた場合、狂犬病予防注射済票交付の手続きをしなければ予防注射を受けたことにはなりません。	
手続きができる場所		
1 石川町役場 2 狂犬病予防注射集団接種会場	1 狂犬病予防注射済票の交付には狂犬病予防注射済証明書が必要です。	石川町役場
登録を申請 鑑札の交付	狂犬病予防注射 狂犬病予防注射済票交付の手続き	死亡届出書を提出
登録手数料 3,000円	交付手数料 550円	必要なもの 鑑札・注射済票
飼い主が変わった・引っ越した 登録事項の変更届出書を提出	●石川町に引っ越してきた場合は、以前の居住地の鑑札を窓口へ持ってきてください。 ●犬を譲る場合は、鑑札や注射済票も一緒に渡してください。	

〈広告〉


 皆様のペットの良きかかりつけ動物病院を目指して

ペットのお医者さん

こない動物病院

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
午前 9:00～12:00	●	●	●	—	●	●	●	●
午後 3:00～ 7:00	●	●	●	—	●	●	●	●

休診日:木曜日

石川町字屋敷入154(母畑温泉途中)

☎(0247)26-2121 (ニャンワンニャンワン)

詳しい情報はHPを確認して下さい

HP 

鹿の坂すずき動物病院

獣医師 鈴木 喬大

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
AM9:00～12:00	●	●	●	●	●	●	●
PM3:00～ 8:00	●	●	●	●	●	●	●

※受付は終了の30分前まで

休診日 毎週水曜日

土曜・日曜・祝日も20時まで診療

石川町字矢ノ目田6-16

☎(0247)26-5388


 西牧動物病院

院長 青砥いづみ・二瓶由佳

〈診療時間〉午前 9:00～12:00
午後 13:30～18:00(土曜日は17:30まで)

〈休診日〉日曜・祝祭日

面会・お問い合わせ等は、診療時間以内にお願致します。

石川町当町 50-5

TEL 0247-26-9728
FAX 0247-26-9728



相談・自治会・自治センター

▶ 各種相談

相談の種別	内容	窓口
行政相談	行政相談員が、国に対する要望などを随時受け付け、担当機関に取り次いで解決を図ります。町の行政に対する要望なども受け付けています。	総務課 ☎26-2111
税務相談	納期限内に納められないなど、納税に関する相談を受け付けます。	税務課 ☎26-9117
人権相談	人権の侵害や差別で困ったとき、人権擁護委員などが随時相談に応じます。	町民課 ☎26-9120
消費生活相談	消費生活や多重債務に関する相談を受け付けます。	防災環境課 ☎26-9127
心配ごと相談	生活上のいろいろな悩みや相談ごとに対して相談員が回答します。	石川町社会福祉協議会 ☎26-3793

▶ あなたも自治会へ

問 企画商工課 ☎26-9111

一日も早く地域に親しんでいただき、町政や地域の情報を確実に入手していただくため、自治会に加入しましょう。

自治会ではふれあいを通して住みよいまちづくり活動を行っています

環境美化活動

ごみステーション・道路・河川・公園など生活に身近な場所の環境美化に努めます。

広報紙などの配布

町が発行する広報紙やお知らせなどを配布します。また、地域で行われる行事など身近な情報もお知らせします。

親睦行事の実施

地域住民との交流や親睦を深めるため、盆踊りや運動会などのコミュニティ事業を開催します。

⚡ 悪徳商法や製品事故にあったら…

いざというときの消費者相談窓口

消費者ホットライン(全国統一番号)

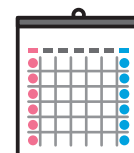
☎188 (いやや!) 窓口 国民生活センター

日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。

土日祝日は、都道府県等の消費生活センター等が開所していない場合、国民生活センターに電話がつながります。

※国民生活センターの相談受付時間は、土曜・日曜・祝日ともに10:00~16:00です。

※国民生活センターでは、相談の内容を正確に把握するため、通話を録音しています。



出典元: 国民生活センター



相談・自治会・自治センター

▶ 自治センター

自治センターは、生涯学習や各地区の地域づくり事業についても大きな役割を担う施設です。

各自治センターではそれぞれが特色のある事業を行っており、地域の方との交流もできる誰もが気軽に立ち寄れる場所です。

	所在地	電話番号
石川自治センター	石川町字南町36	26-1554
沢田自治センター	石川町大字沢井字上ノ原32	26-0696
山橋自治センター	石川町大字南山形字中野沢55	26-1065
中谷自治センター	石川町大字双里字神主34-1	26-1457
母畑自治センター	石川町大字母畑字小田口43	26-1593
野木沢自治センター	石川町大字中野字水無59	26-4939



いつでも！誰でも！どこからでも！ 石川町 暮らしの便利帳



タブレット パソコン スマートフォン

電子ブック案内

ブックマークは
こちらから

電子ブックは
こんなときに
活用できます



このまちの
手続きを知りたい



友だちに
地元の特徴を伝えたい



地元目線の
観光情報を知りたい



相談・自治会・自治センター

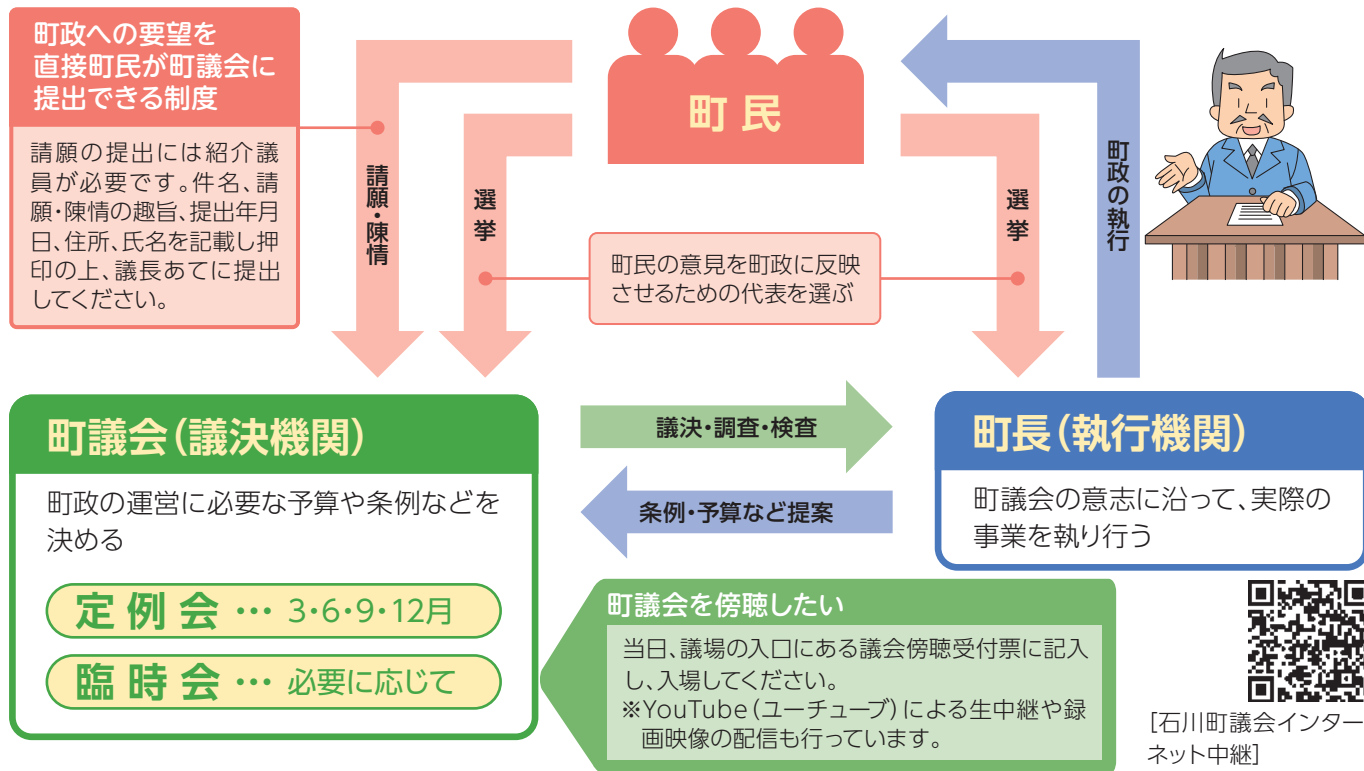


議会・選挙

▶ 町議会の仕組み

問 議会事務局 ☎26-2116

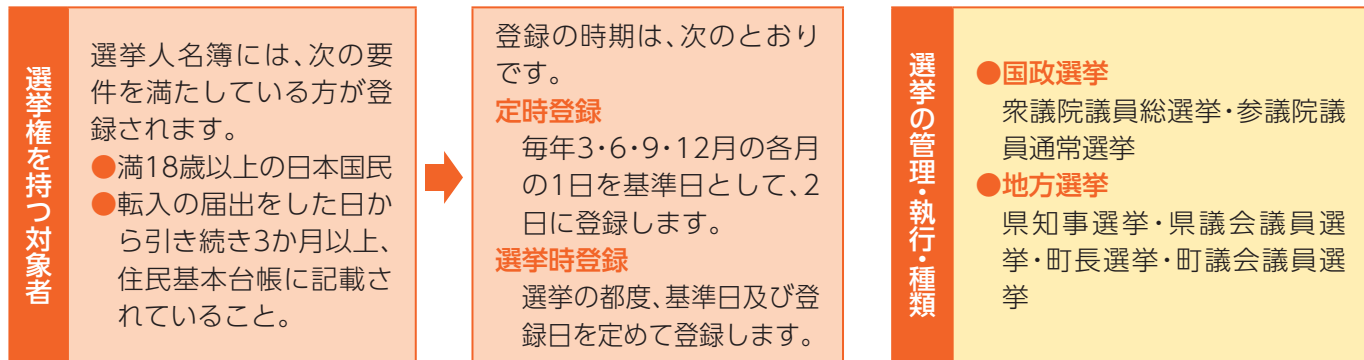
町議会と町長は、直接選挙によって選ばれた、私たちの代表です。町民の声を反映した、よりよいまちづくりを目指して、それぞれの役割と権限を尊重します。



▶ 選挙権

問 石川町選挙管理委員会 ☎26-2111

満18歳以上の日本国民で、選挙人名簿に登録されている方が投票できます。



こんな投票もできます

投票の種類	対象者	投票場所	備考
期日前投票	仕事や用事で投票日に投票所に行けない方	選挙人の住所地にある期日前投票所	期日前投票所と移動期日前投票所を実施しています。
不在者投票	入院・出張・旅行・住所移転・その他やむを得ない理由で投票所に行けない方	他の市区町村や指定病院など	郵送などに時間がかかる場合がありますので、利用される場合は、選挙管理委員会事務局へお早めにお問い合わせください。
郵便投票	「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」「介護保険被保険者証」をお持ちの方	—	障がいの種別や程度によって異なります。 この制度を利用される場合は、「郵便投票証明書」が必要です。 詳しくは、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。